

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 52 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」の公表（その2）

前回のワンポイント会計に引き続き、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号。以下、本報告。）について取りあげます。今回は本報告の開示等について解説いたします。

本報告では前回解説しました以下の1又は2の取引を行っている場合、各期の連結財務諸表及び個別財務諸表において、a～eを注記することとしています。

なお、連結財務諸表における注記と個別財務諸表における注記の内容が同一となる場合には、個別財務諸表の注記は、連結財務諸表に当該注記がある旨の記載をもって代えることができます。

- 1 従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引
- 2 受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

a 取引の概要

b 本報告により自己株式として計上した信託に残存する自社の株式について、純資産の部に自己株式として表示している旨、帳簿価額及び株式数

c 上記1の取引において、総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

d 本報告により自己株式として計上した信託に残存する自社の株式については、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含める。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含める。

なお、1株当たり情報に関する注記において、当該自己株式を、控除する自己株式に含めている旨並びに期末及び期中平均の自己株式の数を注記する。

e 上記1又は2の取引を行っている場合、各期において、以下を株主資本等変動計算書に注記する。

- (1) 当期首及び当期末の自己株式数に含まれる信託が保有する自社の株式数

(2) 当期に増加又は減少した自己株式数に含まれる信託が取得又は売却、交付した自社の株式数

(3) 配当金の総額に含まれる信託が保有する自社の株式に対する配当金額

なお、本報告の適用初年度の期首（本報告公表後最初に終了する四半期会計期間の期首から適用した場合は当該四半期会計期間の期首）より前に締結された信託契約に係る会計処理については、従来採用していた方法を継続することができます。この場合は各期の連結財務諸表及び個別財務諸表において、以下の(1)~(3)を注記することとしています。

また、連結財務諸表における注記と個別財務諸表における注記の内容が同一となる場合には、個別財務諸表の注記は、連結財務諸表に当該注記がある旨の記載をもって代えることができます。

(1) 取引の概要

(2) 当該取引について、従来採用していた方法により会計処理を行っている旨

(3) 信託が保有する自社の株式に関する以下の事項

A 信託における帳簿価額

B 当該自社の株式を株主資本において自己株式として計上しているか否か。

C 期末株式数及び期中平均株式数

D Cの株式数を1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めているか否か。

(2014/1/27号より)